

## 措置評価委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、業務方法書第33条の2及びCDS清算業務に関する業務方法書(以下「CDS業務方法書」という。)第36条の規定に基づき、措置評価委員会に関して必要な事項を定める。

### (措置評価委員会の設置)

第2条 当社は、取締役会の諮問委員会として、措置評価委員会を設ける。

### (諮問事項)

第3条 当社は、清算参加者に対し業務方法書第29条、第29条の2、第29条の3若しくはCDS業務方法書第28条若しくは第30条に規定する措置又は業務方法書第32条において準用する業務方法書第14条第5項若しくはCDS業務方法書第35条において準用するCDS業務方法書第15条第5項に規定する異議の申立てに対する判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。

2 前項の規定は、業務方法書第29条の2及びCDS業務方法書第30条に規定する措置(自己の計算による取引に係るものに限る。)を行おうとするときその他緊急の必要があるときは、適用しない。この場合、当社は措置等を行った後、遅滞なくその内容を措置評価委員会に報告しなければならない。

3 措置評価委員会は、第1項の措置又は判断に関し、当社の諮問に応じ又は意見を述べることができる。この場合において、当社はこれを尊重しなければならない。

### (委員)

第4条 措置評価委員会は、3名以上5名以内の委員をもって構成する。

2 措置評価委員会の委員は、清算参加者の役員又は従業員以外で前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有するものの中から、取締役社長が委嘱するものとする。

3 委員の任期は、委嘱後1年とする。ただし、委嘱の時期その他の事情を勘案して当社が必要と認めるときは、1年以内の当社が定める期間とする。

### (委員会の招集)

第5条 措置評価委員会は、取締役社長が招集する。ただし、取締役会決議により招集する

ことも妨げない。

(開催の方法)

第6条 措置評価委員会は、取締役社長若しくは取締役会が必要と認めるときは、電話その他の方法により会議を開催し、又は電話その他の方法による委員の出席を認めることができる。

2 措置評価委員会は、取締役社長若しくは取締役会が必要と認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。

(決議の方法)

第7条 措置評価委員会は、委員(第3項の規定により審議に参加することができない委員を除く。次項において同じ。)の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 措置評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

3 委員は、特別の利害関係のある事項については、その審議に参加することができない。

(事情聴取)

第8条 措置評価委員会は、第3条に定める諮問事項について適切な判断を行うために必要があると認めるときは、その事案に係るある清算参加者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員又は委員であった者は、裁判所、監督官庁その他公的機関の命令若しくは要請、又は法令の規定に基づき、開示又は提供を求められた場合その他正当な理由なくして、その職務上知り得た秘密(一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいう。)を他に漏らし、又は窃用してはならない。

付 則

1 この改正規定は、平成23年7月19日から施行する。

2 この規則の改正前に選任された委員の義務に関しては、当該委員の任期中に限り、なお従前の例による。